

令和 5 年 7 月 6 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

市民部市民協働・地域政策課
区再編推進事業本部

区再編と住民自治について

◆配付資料◆

- 資料 1 : 地区コミュニティ協議会に関する説明について
- 資料 2 : 地区コミュニティ協議会の運用等について
- 資料 3 : 【2 規則以下】行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項）に係る質問項目(令和 4 年 9 月 5 日特別委員会資料改)
区協議会の運用についての質問事項(令和 5 年 6 月 21 日特別委員会資料改)

地区コミュニティ協議会に関する説明について

1 浜松市自治会連合会理事会（P 3）

- ・日 時 令和5年5月8日（月） 午後4時から
- ・会 場 ホテルコンコルド浜松2階 雲の間
- ・議 事 区再編に伴い新たに設ける地区コミュニティ協議会と自治会の関係性について

2 令和5年度第1回区協議会会長会議（P 4）

- ・日 時 令和5年6月2日（金） 午前10時から
- ・会 場 浜松市役所北館1階 101・102 会議室
- ・議 事 区再編に伴う新たな区協議会と地区コミュニティ協議会について

3 7区の自治会連合会会長との意見交換（P 7）

- ・日 時 令和5年6月6日（火） 午前11時から
- ・会 場 浜松市役所本館8階 802 会議室
- ・議 事 5月8日の理事会における地区コミュニティ協議会に対するご意見について

浜松市自治会連合会理事会(5/8)におけるご意見

50 地区の自治会連合会会長へ「地区コミュニティ協議会は、地区自治会連合会を中心とした地域の各種団体で構成する団体である」という説明に対するご意見

《主なご意見》

A 会長	・既存の自治会連合会と地区コミュニティ協議会で2重になるように感じる。
B 会長	・地区自治会連合会が中心となると、 <u>地区コミュニティ協議会の会長は、地区自治会連合会の会長が担わざるを得ないのではないか。</u> ・自治会として直接要望を言える立場にあるのに、 <u>なぜ区協議会を通して提案や意見を提出しなければならないのか。</u> ・区協議会の委員は地区コミュニティ協議会の代表者を選出するとのことだが、代表となると自治会の会長が選ばれる可能性が高くなると思う。
C 会長	・地区コミュニティ協議会を設置して <u>地域団体の横断的なつながりができれば、各団体の活動も活発になる可能性もあるのではないか</u> と思う。
D 会長	・民生委員等の人選を地区コミュニティ協議会が引き受けてくれることになれば、少しはメリットを感じるかもしれないが、 <u>ただ地域課題を話し合う場として設置するだけではメリットを感じない。</u>
E 会長	・自治会の会長はみんな忙しくこれ以上会合等を行うことはできない。 ・地区コミュニティ協議会を作って区協議会からの回答を担保するのではなく、既存の自治会からの要望に対して回答を担保してほしい。
F 会長	・各地域の地区コミュニティ協議会から地域課題があがってきても区協議会で話し合う時間がとても足りないと感じる。
G 会長	・私の地区では、既に地区コミュニティ協議会があるため、 <u>条例規定の地区コミュニティ協議会についても申請しようと考えている。</u> ・浜松市は強固な自治会組織があり、今から新しく地区コミュニティ協議会を設置するメリットを感じにくい。

令和5年度第1回区協議会会長会議(6/2)におけるご意見

《地区コミュニティ協議会に関する主なご意見》

※浜北区会長は欠席

A区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の認定を受けるタイミングは区再編後でも可能か。また、定員や任期はあるか。 ・なるべく多くの皆さんに意見交換していただく地区コミュニティ協議会の形にしないと、偏った問題ばかりの議論になってしまうと思う。
B区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の設置にあたりネックになるのはお金の話。区協議会への出席は市から報酬が出るが、地区コミュニティ協議会への出席は地区自治会連合会の負担になる。財源がないため出せない。 ・地域コミュニティ協議会は、地区自治会連合会が主体にならないと何もできないと思う。 ・地区コミュニティ協議会の位置づけが区協議会と同列ではないことを、地域の皆さんに説明して理解を得ることが難しく、苦慮している。
C区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地区コミュニティ協議会が条例上の地区コミュニティ協議会に移行する際には、スムーズにいくように市から適切な助言をお願いしたい。 ・設置は任意なので、まずは様子を見ながらスタートしていいと思う。 ・地区コミュニティ協議会は地区自治会連合会の単位で一つとなっているが、当然、地区自治会連合会が中核にならざるを得ないと思う。 ・ありがたいのはコミュニティ担当職員が事務的なところを支援するということ。大きなメリットなので、もっとアピールしてもいいのではないか。 ・地区コミュニティ協議会で課題を解決するための調査研究や会合に対する予算的な支援が必要だと思う。
D区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会では、「地区自治会連合会が主体にならないと地区コミュニティ協議会はまとまらないのではないかと、それなら少し様子を見ようか。」という考えだ。 ・区協議会では区単位の大まかな意見が出てきたが、地区コミュニティ協議会は、地区自治会連合会単位なので、より細かな提案が出てくると思う。 ・市内には既存の組織で積極的に活動している地域もある。地区コミュニティ協議会の有無によって、地域間格差が出てしまうことが懸念されるので、市の方でどのようにフォローしていただけるのか。 ・協働センターで補助してもらえるのは、事務的なものだけかと思う。いかに意見を出していくか、吸い上げていくかというような点については、中核になって入ってきてくれるのではなくて、あくまでも補助的なところと認識している。
E区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・区内でも、地区ごとに課題は異なる。例えば、防災面では大雨時等における災害に懸念がある地区もあれば、心配や関心がないところもある。区内をまとめるのは大変難しいことだが、ぜひいろいろな意見を聞いていきたい。

F区 会長	<ul style="list-style-type: none">・ <u>区協議会で話したことや市からいただいた協議事項、諮問事項を、地域の方たちにどのように発信していくかが課題である。</u>・ <u>地区コミュニティ協議会が、地域へ情報を発信する一つの手段になるかと思う。</u>・ 地域の生の声、声なき声を集め、また、地域の皆さんに隅々まで報告できるような手法を考えないと、区協議会そのものの存在価値が薄れていく。
----------	--

7区の自治会連合会会長との意見交換(6/6)におけるご意見

《地区コミュニティ協議会に関する主なご意見》

A区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会と地区コミュニティ協議会のすみ分けを明確にしてほしい。 ※自治会の負担が多すぎるため、自治会長の担い手がいない。
B区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が中心になって地区コミュニティ協議会の設立を進めると、自治会が地区コミュニティ協議会の出席者に対して報酬等を支払わざるを得ないと思う。
C区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会に実際携わる人が、どのように関わっていくのか醸成してから進めていかなければ形だけになってしまう。 ・結局、地区コミュニティ協議会の意見の取りまとめ等も自治会長がやらなければならないと思う。 ・住民が地域のことを考える場として地区コミュニティ協議会が必要ならば設置を検討しなければならないが、今の段階では方向性が見えていない。
D区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会からあがった意見を区協議会で却下できないと思う。区協議会を通して意見をそのまま行政にあげるだけになるのではないか。 ・地区コミュニティ協議会の構成団体に自治会を入れるということであれば、今までどおり自治会から要望をあげれば良いと感じる。 ・地区コミュニティ協議会を設置することで、自治会に地区コミュニティ協議会の仕事が増えてくるのではないかと感じる。
E区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の会議の開催や意見の取りまとめ役は自治連の会長になると思う。どんどん自治会の仕事が増えると感じる。 ・どのような構成団体であれば認定できるのか具体例を示してくれると考えやすい。
F区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ自治会が地区コミュニティ協議会の一員となって市の附属機関の下部組織にならなければいけないのか。 ・自治会からの要望をなぜ区協議会で議論する必要があるのか。
G区 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の構成団体は、任意でも自治会中心にならざるを得ないと思う。

地区コミュニティ協議会の運用等について

1 地区コミュニティ協議会の運用

(1) 機能・役割

- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるができる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出することができる
- ・地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する

(2) 年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催（最大 12 回／年）

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画を作成して実施

(3) 案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための地域振興及び地域課題の解決に関する事項

(例)

- ✓通学路の危険箇所の改修要望
- ✓騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
- ✓路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
- ✓地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画に基づき実施

(4) 予算

事務経費、会場経費（1地区あたり約5万円／年）

- ・会議に要する消耗品やコピー料
- ・会合や勉強会に要する会場使用料

<参考>区予算として活用が可能な事業費（地区コミュニティ協議会を主対象としたものではない）

- ・協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）
(補助率 1/2（上限 200 万円）)
- ・区民活動・文化振興事業
- ・区課題解決事業

2 認定要件

地区コミュニティ協議会の設置については、地域の負担を考慮し、地域の任意とする。

また、認定要件については、地域の自主性を尊重し、定員や任期、部会の設置、事業活動など、組織の運営に関する細かな規定は定めず、会議を円滑に行うための最小範囲の条件を要綱に規定する。

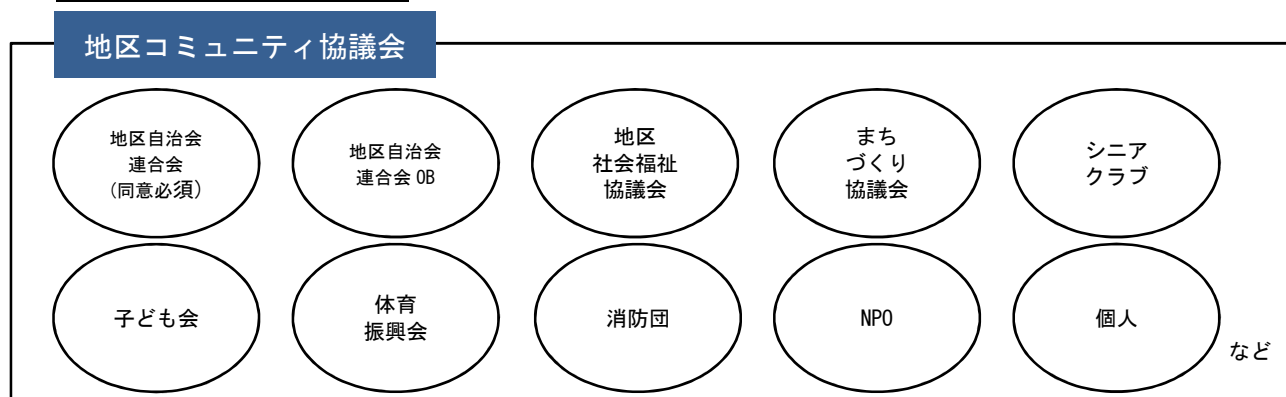
(1) 区域

- ・原則として地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する団体であること

(2) 構成団体

- ・複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること

※地区自治会連合会の負担に配慮し、協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることは地域の任意とする



(3) その他の認定要件

- ・規約を作成すること
- ・活動区域の全ての住民が活動に参加できること
- ・主体的、継続的な活動を行うこと
- ・年間の活動計画を作成し、収支を明確にすること
- ・民主的な組織運営を行うこと
- ・暴力団または暴力団員と関係を有しないこと
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を強化育成する活動を行わないこと

3 認定までの流れ

〈STEP 1〉各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・コミュニティ担当職員が地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認する

〈STEP 2〉規約等の作成

- ・コミュニティ担当職員が設立趣旨書や規約などの書類作成をサポート

〈STEP 3〉総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

〈STEP 4〉認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて地区コミュニティ協議会を認定

【2規則以下】行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項）に係る質問項目

No.	質問項目		質問内容	回答
	規定先	規定事項		
2-13	2 規則以下	地区コミ協の設置	-	<p>地区コミュニティ協議会を概ね地区自治会連合単位で設置出来るとしていますが、天竜区5地区（天竜・春野・水窪・佐久間・龍山）は、大きな格差があり、設置にあたっては地区事情を考慮する必要があります。</p> <p>・概ね市自治会連合会の定める地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置する考えです ・認定の詳細は規則以下で定めてまいります ※原則として、地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する（資料2:2(1)）</p>
2-14	2 規則以下	地区コミ協の設置	-	<p>・No2-13と同様です ・複数の地区自治連で1つのコミュニティ協議会を構成することも可能です ※回答済（資料2:2(1)）</p>
2-15	2 規則以下	地区コミ協の設置	-	<p>・概ね市自治会連合会の定める地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置する考えですので、文言の整合を図ります ※対応済（資料 - ）</p>
2-16	2 規則以下	地区コミ協の設置	-	<p>①地区コミュニティ協議会の設置範囲については、どのように考えているのか？ ②地区コミュニティ協議会の立ち上げは、誰がどのように説明し、どのように立ち上げるのか？ ③地区コミュニティ協議会の標準的に示す部会は、どのように考えているのか？ ④地区コミュニティ協議会の設置場所・職員等は、どのように考えているのか？ ⑤地区コミュニティ協議会運営に係る費用補助は、どのように考えているのか？ ⑥地区コミュニティ協議会の設置希望団体が競合（複数ある）する場合、誰がどのように調整するのか？ ⑦地区コミュニティ協議会委員に外部有識者の選任は、どうしてもできないのか？</p> <p>・①概ね地区自治会連合会の単位が相応しいと考え提案したものです ※原則として、地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する（資料2:2(1)） ・②コミュニティ担当職員が地域への説明や規約の作成など、立ち上げをサポートしてまいります ※資料2:3 ※8月のコミュニティ担当職員の役割にて議論 ・③地域の実情に応じて設置することを想定しています ※資料2:2 ・④所管する協働センターにて、センター長やコミュニティ担当職員が事務局機能を担います ※資料2:3 ※8月のコミュニティ担当職員の役割にて議論 ・⑤事務経費などの直執行予算を想定しています ※資料2:1(4) ・⑥コミュニティ担当が地区自治会連合会と相談して調整します ※資料2:3 ※8月のコミュニティ担当職員の役割にて議論 ・⑦選任できます ※任意規定（資料2:2）</p>

【2規則以下】行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項）に係る質問項目

No.	質問項目		質問内容	回答
	規定先	規定事項		
2-17	2 規則以下	地区コミ協の設置	- 地区コミュニティ協議会の事務局は当該地区の協働センターに置く、とあるが協働センターが2つの地区にまたがっている場合など、地域の実情に合わせられるようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・再編後は、協働センターの正規職員の数をも増やし、コミュニティ支援を充実します ・1つの協働センターで2つの地区コミュニティ協議会をサポートします <p>※回答済（資料 - ）</p>
2-18	2 規則以下	地区コミ協の設置	- 東部協働センターのように、現行2つの区にまたがっている場合、地域分科会を2つ受け持つ事になるので、東部協働センターには、江東地区、飯田地区担当のコミ担が必要になるのではないかと？	<ul style="list-style-type: none"> ・No.2-17と同様です <p>※回答済（資料 - ）</p>
2-19	2 規則以下	地区コミ協の設置	- 当局案は住民は住民自治の充実のため、概ね市自治会連合会の定める自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置することができるかとあるが協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成図にあるように（地区自治連やまち協などの既存組織が認定を受けことができる）を加える方がわかりやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区自治会連合会やまちづくり協議会などの既存組織が認定を受けられることができる規定は、規則以下で定めてまいります <p>※認定を受けられることができる団体は、複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体（資料2：2（2））</p>
2-20	2 規則以下	地区コミ協の設置	- 議員は、地区コミュニティ協議会メンバーにならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバーになることは可能です <p>※回答済（資料 - ） ※任意規定</p>

区協議会の運用についての質問事項

No.	協議項目	確認項目	質問事項	回答	会派
19		※その他	多くの各種団体と自治会も参加になっており、具体的な位置付けを例示すると分かりやすい。自治会の負担が多いと誤解をされないように検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の構成団体のことと思われます ・地区コミュニティ協議会については、7月の特別委員会の協議事項として取扱います <p>※認定を受けることができる団体は、複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体（資料2：2（2））</p> <p>※地区自治会連合会の負担に配慮し、協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることは地域の任意とする</p>	公明党